



動物レスキュー通信

2013年9月 第3号 (平成25年8月1日発行)

発行元 一般財団法人 国連世界動物救済支援機構 詩月財団

詩月(しづく) : 詩月財団 理事長
愛玩動物飼養管理士 一級
お問い合わせ : sizuku.foundation@gmail.com

まだまだまだ認識の薄い 動物虐待行為



動物虐待の基準とは？

「動物虐待」という言葉を聞いて、あなたはどんな場面を思い浮かべますでしょうか？動物を固いもので叩きつけている所でしょうか？それとも蹴りあげている所でしょうか？「動物虐待とは何なのか？」それを思い浮かべる事は容易に出来るはずですが、しかし、すぐに思い浮かべられる事、それが全てではありません。人間が動物をいじめたり傷付けたりする事は、誰がどこから見ても動物虐待と分かる事です。しかしそれだけが動物虐待行為ではないのです。「動物の愛護及び管理に関する法律」いわゆる「動物愛護法」の第6章 罰則 第44条には以下のように書かれています。

1、愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2、愛護動物に対し、みだりに給餌又は給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者は、50万円以下の罰金に処する。

3、愛護動物を遺棄した者は、50万円以下の罰金に処する。

4、前3項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一、牛、馬、豚、めん羊、やぎ、犬、ねこ、いえざき、鶏、いえはと及びあひる

二、前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

という事は、先に書きました人間が動物

物をいじめたり傷付けたりする事以外にも、自分で管理ができなくなるような膨大な数の動物を飼養したり、動物の健康面や衛生面などに配慮する事無く飼養する事も動物虐待となるのです。例え意図的ではなく、本人に悪気はないとしても不適切な飼養を続けている事は、動物虐待となるのです。ここでいう動物虐待行為となる基準とは動物が「苦痛を伴っているかそうでないか」という事です。それはもちろん身体だけでなく心も含み、心身ともに苦しむ状況下に動物を置いていてはならないのです。それは、日本国憲法第25条において「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と謳われているのと同じだと言えます。しかしその事実とは、日本の一般社会の人達にはまだまだ認知度が低いというのが現状です。「ただ生かされている」というだけでは、動物に苦しみをもたらす事になつてしまつたのです。それだけではなく、人間には動物が心身ともに苦痛を感じる事が無く、その動物の習性に応じた出来る限りの自然な行動ができ、飢えや乾きに苦しむ事が無い生活を与える義務があるのです。それが動物を飼うという事なのです。そうでないとあなたの行動は一転して動物虐待行為となつてしまいます。

実際の動物虐待事例

これは実際に起こったお話です。ある男性、Yさんは迷子のワンちゃんを保護しま

した。Yさんはワンちゃんを保護した事を友人に話しました。友人はYさんに聞きました。「このワンちゃんは今後どうするの？」するとYさんは答えました。「僕が責任を持って一生面倒をみるよ」そこで友人は言いました。「病気があるかもしれないからすぐに動物病院に連れて行ってあげて」とするとYさんは「お金がないから連れていけない」と返しました。友人は、動物を飼う事はこれから先すくお金がかかるし手間もかかる。ワンちゃんは狂犬病予防注射、畜大登録が義務付けられているから、必ず動物病院に連れて行かないといけない。と説得し、Yさんも納得し、動物病院に連れて行く事を約束しました。Yさんの自宅はアパートで、動物を飼う事が禁止されていたこともあり、友人の住場所(屋外)に友人の飼うワンちゃんと一緒に繋がれていました。そして季節はだんだんと暑くなり7月に入ったある日、Yさんがワンちゃんに会いに行くと、ワンちゃんは動かなくなっていました。炎天下、放置され水もろくに与えられず、熱中症で亡くなつてしまいました。そして詳しく聞くと、友人とあなたに約束した動物病院へも連れて行つていなかったようです。これはまさに、動物虐待行為です。健康管理を怠り、満足に水を与えず、炎天下に放置した。これを虐待と言わずになんと言つたのでしょうか。Yさん本人は虐待という意識は全くなく、「本来なら僕が保護しなければ殺処分されたから、僕の所にいた間でも命が延びただけだから、ワンちゃんは幸せだった」という考えでした。今、読んでくださっている方の中には、以前はYさんと同じように思つた方もいらっしゃると思います。しかしそれは全くの間違いです。あなたは最後まで読み進めて下さったのですから、その意味は理解して頂いていると信じています。

詩月財団では、今後も動物虐待行為に付いての基準認識を広く理解して頂けるように努力してまいります。(詩月)